

2 年度途中入所について

- 年度の途中での入所については、随時受け付けていますが、定員や施設の面積、職員配置等の関係で受け入れができない場合もあります。
- 希望する施設の情報や、入所可能であるかについては、事前に確認してください。
- 希望する施設を見学することも可能です。

1号認定 希望の施設へ直接お申込みください。

2・3号認定 ◆**申込受付開始日** 入所希望日の2か月前～ ◆**申込期限** 入所希望日の前々月の末日

* 申込みから入所決定に至るまでの流れは、1号認定の場合と2・3号認定の場合で異なります。

1号認定の場合

【入所希望施設の空き状況の確認】

(幼稚園・認定こども園)

【支給認定申請及び施設利用の申込み】

入所希望の施設へ
「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書(兼現況届)兼施設利用申込書」を提出。

【支給認定】

玉川村が行います。

【支給認定の決定】

玉川村から支給認定証を交付します。

【入所の決定】

入所施設と利用契約を締結。

【入所】

【利用者負担額の決定】

玉川村から「利用者負担額決定通知書」を送付します。

2・3号認定の場合

【入所希望施設の空き状況の確認】

(保育所・認定こども園・小規模保育等)

【支給認定申請及び施設利用の申込み】

玉川村役場へ
「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書(兼現況届)兼施設利用申込書」を提出。
※ 保育認定を受けるために必要な書類の添付が必要となります。

【支給認定の審査と利用施設の調整】

玉川村が行います。
(入所できる人数よりも入所希望者が多い場合、保育を必要とする程度の高い方から順に利用調整をします。)

【支給認定の決定及び面接のお知らせ】

入所見込みとなった方へ、玉川村から支給認定証を交付するとともに、施設での面接の実施についてお知らせをします。

【施設での面接】

利用調整を踏まえた施設で、面接を受けていただきます。
※ 面接時点では、入所の可否は未定です。

【施設の利用調整結果のお知らせ】

面接の結果、入所可能となった場合は、玉川村から「利用調整結果通知書(利用可)」を送付します。

【入所】

ならし保育期間を経て通常保育となります。

【利用者負担額の決定】

玉川村から「利用者負担額決定通知書」を送付します。

※ 2・3号認定について、利用調整の結果入所不可能となった場合は、「利用調整結果通知書(利用不可)」を送付します。この場合「待機」扱いとなり、年度末の3月入所まで利用調整を行います。